○厚生労働省告示第四百十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第二十五条の九の規定により、労働安全衛生法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関について、労働安全衛生法第四十六条第四項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、労働安全衛生法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第二十五条の十九の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	甲信事務所	山梨県甲府市下飯田一丁目四番六号	山梨県南アルプス市下今諏訪六一〇番九	平成二十三年六月二十七日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	甲信事務所	山梨県甲府市下飯田一丁目四番六号	山梨県南アルプス市下今諏訪六一〇番九	平成二十三年六月二十七日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	道北検査事務所	北海道旭川市豊岡六条三丁目二番四号	北海道旭川市旭町一条三丁目二五八二番十一号	平成二十三年七月十五日
	神奈川検査事務所	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十一番一号	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十一番八号	平成二十三年九月十二日
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町一丁目一番二号	愛媛県松山市南堀端町五番八号	平成二十三年八月二十二日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	甲信事務所	山梨県甲府市下飯田一丁目四番六号	山梨県南アルプス市下今諏訪六一〇番九	平成二十三年六月二十七日

4　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	甲信事務所	山梨県甲府市下飯田一丁目四番六号	山梨県南アルプス市下今諏訪六一〇番九	平成二十三年六月二十七日

5　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関の代表者の氏名の変更

氏名又は名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	御手洗富士夫	米倉　弘昌	平成二十二年六月一日

○農林水産省告示第二千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県新発田市滝字滝ノ入六八九から六九一まで、六九二の一、六九二の二、六九三の一、六九三の四、六九六、六九六の一、六九六の丑、六九七から七〇一まで、七〇二の一、七〇二の二、七〇三の一、七〇三の乙、七〇八から七一八まで、七一九の一、七一九の二、七二〇から七二九まで、七三一、七三二の一、七三二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝ノ入六九二の一（次の図に示す部分に限る。）、六九六、六九六の一、六九六の丑、六九七から七〇一まで、七〇二の一、七〇二の二、七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、七一七、七一八、七一九の一、七一九の二、七二〇から七二三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二四、七二六から七二八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県村上市岩船字浦田山三〇乙・松山字水林六三・浜新田字青山五一九の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　風害の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市与板町与板字竹の小路乙三四八の一、乙三五〇の一、乙三五〇の二、乙三五一の一、乙三五一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備